

## 現場代理人・主任技術者の兼務の取扱いについて

### 1 現場代理人兼務の取扱い

兼務の対象とする工事は、入札により受注した工事を対象とし、以下に該当する場合は現場代理人の兼務の申請をすることができる。また、同一日に受注した工事どうしも兼務の対象とする。(兼務する者が当該工事の専任の主任技術者、監理技術者になっている場合は除く。)

(次の①～④を全て満たす場合)

- ① 兼務できるのは、2つの工事まで(※1)
- ② 兼務する工事がすべて鯖江市発注工事
- ③ 兼務する工事現場がすべて鯖江市内
- ④ 兼務する各々の工事の請負金額が4,000万円未満(税込)  
(建築一式は8,000万円未満(税込))

(※1) 災害復旧工事(応急復旧工事を含む。以下同じ。)については、兼務できる工事の件数に含めない。

#### ・現場代理人の兼務の申請

工事請負者は、1に該当する場合、現場代理人の兼務を別添(様式-1)により鯖江市に申請することができる。なお、この兼務申請書は契約書取り交わしの際に契約書類と合わせて提出すること。

#### ・現場代理人の兼務の承認

財務管理課は、1の申請があり、工事施工に支障がないと認めた場合はこれを承認するものとする。

#### ・承認決定の通知

契約管理課は、現場代理人兼務申請書を受理した場合、速やかに現場代理人の兼務申請の承認・却下について工事請負者に回答するものとする。

### 2 主任技術者兼務の取扱い

各々の工事の請負金額が4,000万円未満(税込)(建築一式は8,000万円未満(税込))の場合は主任技術者を兼務することができるが、請負金額が4,000万円以上(税込)(建築一式は8,000万円以上(税込))以上の場合には、専任の主任技術者の配置が必要です。

建設工事共同企業体の申請時においても、設計金額が該当する場合は専任の主任技術者の配置について条件としていますが、入札執行前まで他の工事にも重複して同じ主任技術者で申請することも可とします。

また、専任の主任技術者が兼務することが出来る密接な関係のある工事がある場合には、入札公告時に条件として明示します。